水田等の渇水対策について
～田･畑等への給水に係る経費を補助します～

新　発　田　市

市では、水田等の渇水対策として、以下のとおり、給水に係る経費の助成をします。取組をされた方は、10月2日（月）までに下記まで、お申し出ください。

助成内容

農業者等が干ばつ被害を軽減させるために行う対策（ポンプ車やポンプ等の借上げ、ポンプやタンク等の購入）に要する経費を補助します。

【補助対象】

- 水稲の場合、かん水実施必要面積が令和５年度水稲作付面積の 30%以上又は 30ａ以上のいずれかに該当する農業者等
- 園芸作物の場合、かん水実施必要面積が令和５年度園芸作物作付面積 10ａ以上の農業者等
- 養鯉の場合、かん水実施必要面積が令和５年度総野池面積の 30%以上又は 30a 以上のいずれかに該当する養鯉業者

【補助対象経費と事業費の上限額】

※購入の場合は、新規分のみを補助対象とし、更新は対象外です。

（ア）ポンプ車等借上げ	17,800 円／１日
（イ）ポンプ借上げ	3,100 円／１日
（ウ）ポンプ購入費	88,300 円／台
（エ）ホース購入費	8,400 円／本
（オ）ポリタンク（500ℓ）購入費 （500ℓ以上のポリタンクに限る）	27,300 円／台

【補助率】　対象経費の１／２以内

【補助対象期間】　**令和５年７月２１日から令和５年９月３０日まで**

【その他】　領収書や作業記録の保管、作業状況の写真撮影をお願いいたします。

お問い合わせ・申し出先
■新発田市農林水産課生産振興係
０２５４－３３－３１０８（課代表）